

関門特例区域（別表第二の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第一項の規定により国土交通省令で定める区域であつて国土交通省令で定めるものを除いた区域をいう。）

総トン数一万トン以上の船舶並びに関門区の区域を通過しない総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船

別表第二(第四条、第五条関係)

港又は水域の名称	区域
横浜川崎区	<p>神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島南西端から横浜大黒防波堤東灯台（北緯三十五度二十七分二十四秒東経百三十九度四十二分二十五秒）まで引いた線、横浜大黒防波堤、同防波堤西端から横浜本牧防波堤灯台（北緯三十五度二十六分三十六秒東経百三十九度四十一分二十一秒）まで引いた線、横浜本牧防波堤、同防波堤開口部を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、これに接続する各河川最下流橋下流の河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河水面</p>
横須賀区	<p>神奈川県横須賀東北防波堤西端から二百十六度三十分三百二十メートルの地点まで引いた線、同防波堤、横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三十五度十九分九秒東経百三十九度四十分三十一秒）から北緯三十五度十八分三十二秒東経百三十九度四十一分五十八秒の地点まで引いた線、同地点から二百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>
東京湾区	<p>千葉県明鐘岬から三百四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（京浜港の区域に属する海面のうち横浜川崎区の項に掲げる区域に属するもの及び横須賀港の区域に属する海面のうち横須賀区の項に掲げる区域に属するものを除く。）</p>
伊勢三河湾区	<p>大山三角点から石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに衣浦港、名古屋港及び四日市港の区域に属する河川水面及び運河水面</p>
大阪湾区	<p>和歌山県田倉埼から二百三十九度三十分六千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二</p>

	<p>百七十度四千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県生石鼻まで引いた線、室津港西防波堤基点から北緯三十四度三十一分二十五秒東経百三十四度五十二分三十七秒の地点までの同防波堤、同地点から江井ヶ島港西防波堤灯台（北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十四度五十四分三十九秒）まで引いた線、江井ヶ島防波堤、江井ヶ島一号防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港及び阪神港の区域に属する河川水面及び運河水面（高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面を除く。）</p>
<p>備讃瀬戸区</p>	<p>香川県小豆島地藏崎、同島塩谷鼻、同県馬ヶ鼻、同県大島アノクチ鼻、同県女木島北端、同県神在鼻、同県大崎ノ鼻、同県乃生岬及び同県瀬居島北端を順次に結んだ線、同地点から同県沙弥島北端までの陸岸、同地点から百八十度千八百五十二メートルの地点まで引いた線、同地点、同県志々島北端及び同県粟島矢倉鼻を順次に結んだ線、同地点から同島松葉崎までの陸岸、同地点から三百度五千メートルの地点まで引いた線、同地点、同県佐柳島長崎鼻、同県広島ハヤ崎及び同県本島黒鼻を順次に結んだ線、同地点から同島フクベ鼻までの陸岸、同地点、岡山県細濃地島西端、同県下水島東端及び同県高梁川右岸導水堤突端（北緯三十四度三十分十八秒東経百三十三度四十一分二十五秒）を順次に結んだ線、同地点から同県久須美鼻までの陸岸、同地点、香川県与島北端、同県荒神島二左衛門ノ鼻及び同県直島串山ノ鼻を順次に結んだ線、同地点から同島角崎までの陸岸並びに同地点、同県鹿島黒崎及び同県小豆島地藏崎を順次に結んだ線により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面</p>
<p>来島区</p>	<p>愛媛県大島長瀬ノ鼻から五十六度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度四千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百五十二度四千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から大浜潮流信号所（北緯三十四度五分二十四秒東経百三十二度五十九分二十九秒）まで引いた線、同信号所から指手鼻までの陸岸、同地点、大角鼻、梶取ノ鼻、大下島筍ノ鼻及び大島宮ノ鼻を順次に結んだ線並びに同地点から同島長瀬ノ鼻までの陸岸により囲まれた海面</p>
<p>関門区</p>	<p>福岡県部埼から二百八十六度二千五百三十メートルの地点から三百二十度に引いた線、山口県南風泊南防波堤、同防波堤突端から同県南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、同県竹ノ子島台場鼻から福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百五十七度二千九百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百四十七度千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から百五十七度に陸岸まで引いた線、同県響灘大橋、山口県根岳山頂から同県太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸</p>

	<p>により囲まれた海面並びに関門港の区域に属する河川水面（相割川水面を除く。）</p>
<p>佐世保区</p>	<p>長崎県高後埼から寄船埼まで引いた線、猪ノ首鼻から口木埼まで引いた線、フル埼から針尾島三ツ岳山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>
<p>那覇区</p>	<p>沖縄県大嶺鼻西端から三十七度二千二百三十メートルの地点から六十度千百メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明治橋下流の国場川水面</p>

備考 この表における港の区域は、港則法施行令の定めるところによる。